

7 初児生第 3 3 号
令和 8 年 3 月 2 3 日

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
千々岩良英

第 4 5 回全国中学生人権作文コンテストの実施等について（通知）

この度、法務省人権擁護局人権啓発課長から、別添のとおり、標記作文コンテストの実施等について、依頼がありました。

このコンテストは、次代を担う中学生が人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性等についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけること等を目的として実施されているものです。（この活動の趣旨は、「学校等と法務省の人権擁護機関との連携強化について（通知）」（平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日付け 3 0 受初児生第 5 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）の別紙の記第 1 の 2 参照）

ついては、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県におかれては所轄する学校に対して、各附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課におかれては所轄の学校に対して、本件について周知いただくとともに、本事業への御協力及びコンテスト入賞作品を活用した人権啓発資料の御活用について、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、別添にもあるとおり、法務省においては、学校における働き方改革の観点から、学校での審査を不要としております。文部科学省としても、法務省と協議の上、引き続き学校の負担軽減に取り組んでまいります。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局
児童生徒課指導係

TEL : 03-5253-4111（内線 3297）

E-mail : jidous@mext.go.jp